

第1回福岡市バリアフリー整備研究会

議事録

日 時：平成25年11月11日 13:00～14:40

場 所：市役所本庁舎 15階 1504会議室

出席：竹下 輝和	九州大学大学院人間環境学研究院 教授 ※会長
村上 良知	熊本県立大学環境共生学部 教授
外井 哲志	九州大学大学院工学研究院 准教授
佐藤 優	九州大学 副学長・芸術工学研究院 教授 ※副会長
鬼崎 信好	久留米大学文学部 教授
定村 俊満	NPO法人FUKUOKAデザインリーグ 副理事長
山田 敏夫	公益社団法人日本視能訓練士協会 理事
松野 浩二	社会福祉法人福岡市社会福祉事業団心身障がい福祉センター
岡田 正義	NPO法人福岡市障害者関係団体協議会
木内 潤子	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長

事務局：中島 淳一郎	保健福祉局長
池見 雅彦	保健福祉局総務部長
高木 三郎	保健福祉局総務部政策推進課長
堀 誠一	保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係長
於保 剛	保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係

バリアフリー整備検討会関係部署

財政局技術監理部技術監理課、同アセットマネジメント部設備課／住宅都市局住宅部住宅計画課、同建築指導部建築審査課、同みどりのまち推進部みどり整備課／道路下水道局計画部計画調整課、同計画部道路計画課、同計画部自転車課／港湾局建設部維持課、同建設部港湾建設課、同建設部港湾施設課／中央区地域整備部維持管理課／交通局施設部施設課／教育委員会教育環境部施設課

会議次第

1. 開会
2. 福岡市バリアフリー整備研究会設置要綱について
3. 会長及び副会長の選出
4. 議題
 - (1) 『施設整備マニュアル』改訂について
 - (2) バリアフリー整備に関するアンケート調査について
5. その他
6. 閉会

【議事要旨】

1. 開会
2. 福岡市バリアフリー整備研究会設置要綱について
事務局 : [福岡市バリアフリー整備研究会設置要綱の説明]
[委員紹介]
3. 会長及び副会長の選出
事務局 : 会長、副会長の選出にあたり、自薦他薦のご意見はないか。
委員 : 過去の研究は、スムーズに進行されていたため、同様の方がなられてはいかがか。
事務局 : 過去3回の研究会ではいずれも、会長を竹下委員、副会長を佐藤委員に務めていただいた。皆さんいかがだろうか。
〈全委員賛同〉
〈竹下委員、佐藤委員承諾〉
事務局 : それでは、竹下委員に会長を、佐藤委員に副会長をお願いしたい。
: これより先は竹下会長に会議を進行してもらう。

議事(1) 『施設整備マニュアル』改訂について

- 会長 : まず、「施設整備マニュアル」改訂の進め方及びバリアフリー整備の状況とマニュアル改訂の配慮ポイントについて事務局から説明してもらう。
- 事務局 : [資料1-1、1-2の説明]
- 委員 : p2に「国のガイドラインが改訂されたことから、施設整備マニュアルの改訂を行うものである。」と記載があるが、国のガイドラインと今回改訂する施設整備マニュアルは具体的にどのように関連するのだろうか。国のガイドラインで改訂した内容は全て改訂するなどの考え方があれば説明してもらいたい。
- 事務局 : 国のガイドラインは、全国の自治体、交通事業者等が守る基準がまとめられている。今回、改訂された国のガイドラインは、新たな調査を実施し、障がいのある方やベビーカー利用者などの乳幼児連れの方にも配慮した内容が多いことから、福岡市のマニュアルに掲載がないものについて国のガイドラインを参考に掲載したいと考えている。

- 会長 : 他に質問がなければ、次の資料に移る。
- 事務局 : [資料 2、3 の説明]
- 会長 : 何か質問等はないだろうか。
- 委員 : p 26 にある、「色覚障がい者のために、色の使い方に配慮が必要である」という内容はとても重要なことだと思う。ただ、高齢化の進行に伴い視力が低下している方が増加していることから、表示板等の文字の大きさについて配慮することをマニュアルに掲載することは検討しないのだろうか。
- 事務局 : 文字の大きさは視距離によって決まるとしている。マニュアルでは、車いす使用者の視点と一般歩行者の視点から文字の位置に関する記載はあるが、文字の大きさについては具体的な基準を設けるのは難しく、記載できていない状況である。
- 委員 : 福岡県の総合福祉センターであるクローバープラザでは、エレベーターの表示板や館内の案内板等の文字が小さく、利用者にとってとても不便であった。文字の大きさは基本的にできるだけ大きくした方がよいと考えている。ただし、スペースの問題や周囲とのバランスの問題があるので、文字だけが目立ちすぎても困るだろう。そのため、マニュアルに文字の大きさに関する記述を掲載できないとしても、文字を見やすくする工夫などを示せないだろうか。最近、私は遠近のバランスが悪くなってきており、案内板等の文字について不便を感じている。同じように不便を感じている人は多いだろう。
- 事務局 : 国のガイドラインを確認したところ、参考事例として視距離に関する掲載があり、文字はゴシックがよいとされ、視距離 30m の場合には和文文字高は 120mm 以上、視距離 10m の場合は和文文字高 40mm 以上がよいとされている。施設整備マニュアルにも参考事例として掲載できるか今後検討したい。
- 委員 : 文字の大きさについて具体的な寸法を参考として紹介することは慎重に検討する必要があるだろう。まず、寸法の根拠の出所を確認する必要があるだろう。サインの場合の適正な文字について、色を使えるのであれば色を使った方がよいと思う。ただ、文字の大きさについて、天井高から表示面をどの程度確保できるかを計算すれば記載できる文字数は決まる。また、国際化対応とバリアフリーのどちらを優先するかによっても文字の大きさは変わってくる。「できるだけ大きな」などの抽象的な表現はせずに、具体的に使いやすくなるような表現をする工夫が必要だろう。ただし、広告などに隠れて必要な情報が見えないなどの事例もあり、場所の専有化といった様々な配慮は必要だと考えられる。文字の大きさを議論の対象にすることは良いことだと思う。
- 委員 : 教師が黒板に一辺 7.5 cm の文字を書けば、生徒は 2.5m から 3m 離れた位置で文字を認識するのに視力が 0.25 以上必要であるといわれている。最前列に座席がある生徒でも、視力 0.25 以下では黒板の文字が認識できることになる。そのため、学校教育法では、特別支援学級を置くことができるという記載となっている。
- 委員 : 文字の大きさを決めるには「視距離」が重要となる。視距離に合わせて文字の大きさを考え、必要な視力を定める方法と、視力に合わせて文字の大きさを考える方法があ

るが、いずれにせよ視力と文字の大きさでは視力の方が基準を定めやすいだろう。文字の大きさについて検討する際には是非配慮してもらいたい。

- 委員 : 国土交通省の基準では視力は 0.8 もしくは 0.7 と定められているが、根拠となるデータは約 20 年前のものである。現在、基準となる視力は 0.6 と言われている。基準を 0.25 とするのは難しいだろうが、根拠を整理する必要があるだろう。
- 会長 : 研究会からの研究課題として事務局で検討してもらいたい。
- 委員 : 文字の大きさと視力の関係などについて、是非実験を行ってもらいたい。

- 委員 : マニュアルは建物を整備するための基準がメインである。移動を考える上で、誘導については、経路を設定した上で対象者が移動するにはどのような情報提供やバリアフリー整備が必要かを考えることは必要だと思う。マニュアルに基づいて整備した施設等をどのように配置するのかなどのある種戦略的な記述はなかなかない。施設と施設の間をバリアフリー化する場合に、どのように経路を設定してどのような整備を行なえばよいのかなど、マニュアルに基づいた整備を社会に適用するにはどのように運用すればよいかという考え方をまとめたマニュアルが必要ではないか。マニュアルに基づいて建物等をそれぞれ整備するのは個別の戦術であるといえ、特に案内や誘導の観点から、この個別の戦術を戦略的に使えるようにすることについて、すぐにはできないと思うが、どのように考えているのだろうか。

- 事務局 : 施設整備マニュアルは、建築物や鉄道駅などの空間における整備の考え方を示している。そのため、移動や情報については弱い面があるのかもしれない。

- 委員 : 今のご指摘には全くの同感である。前回の改訂で目指したのは障がい者等が自立して利用できる施設をつくることが目的であった。今回の改訂では、様々なところに行くことができる都市づくりを目指して作りたいと考えている。障がい者の行動に沿ったリニアなサポートができるとこを実現したい。今回の改訂の主眼にしてはどうだろうか。先ほど意見があった文字の調査と同様、障がいごとにリニアにチェックする調査を行ってはどうだろうか。

- : また、生活空間のバリアフリーを手掛けたい。住空間のバリアフリーはまだ進んでいないといえる。また、教育現場については、出前授業によくいく経験から、学校ほどバリアが多い所はない感じており、どうにか解消できたらよいと考えている。

- : 技術的な課題として、新しいメディアへの対応も重要だろう。携帯端末を所有している視覚障がい者は多い。このような新しいメディアの利用の仕方などを定義する必要があるように感じている。

- : また、細かい部分については、トイレの扉について調査を行って欲しい。どの扉の形状が使いやすいのかは分かっていない。出入口の幅は規定しているが、この幅を実現するには様々な工夫が必要であるため、どれが良いのか調査してみたい。

- : p 49 に掲載している図版にある歩道のフェンスは東京都のマークだろう。福岡市のマニュアルに掲載する際は注意してもらいたい。

- 会長 : 前回の改訂の際、情報系の整理の仕方については様々議論を重ねた結果、苦肉の策としてコラム形式で配慮項目等について掲載することとした。今回の改訂では、もう少し踏み込んで取り上げられないかというご意見だろう。
- 委員 : 視覚障がい者誘導用ブロックについて、空港などでは、旅行者は誘導ブロックを横断する際にキャリーバッグを持ち上げているのをよく見る。視覚障がい者自身も躊躇があるようだ。誘導ブロックの敷設はバリアフリーの象徴とも言えるため、このような問題は触れてはならないものになっているように感じている。今回の改訂では間に合わないかもしれないが、視覚障がい者が安全・安心に利用できる誘導ブロックの作り方を検討してはどうか。
- 会長 : 明確な要望が挙がったので、事務局に検討をお願いしたい。
- 委員 : p 17 で、便房の表示に車いすとオストメイトのピクトグラムを記載しているが、このピクトグラムは JIS 化されたものを掲載してもらいたい。p12 も同様である。
- : また、p 22 で、パーキングパーミットの利用証にあるピクトグラムは非常に分かりにくい。最初に設置した佐賀県が使っているピクトグラムであり、福岡県などでも採用されているため難しいとは思うが、ピクトグラムが何を表しているのか意味がとてもわかりにくいため、今回の改訂でなんとか改善できないだろうか。
- : p 28 にある「視覚・音声情報伝達のあり方」について、国のガイドラインではもう少し踏み込んだ内容になっている。資料 2 ではかなり抽象的な内容になっているので、もう少し詳しくできないだろうか。
- : p 69 にある「施設管理者向けバリアフリー整備の手引き」について、施設整備以外にもユニバーサルサービスに関する情報も整理できないだろうか。特に民間の施設では、バリアフリー化するために整備し直すことに予算を確保できない。そのため、バリアフリー整備ができなくても人的にバックアップする具体的な方法（※）について、新たな手引きの中に整理してはどうか。
- （注※：施設管理者が取得できる資格や認定として、サービス業で多く取得されている「サービス介助士」や理容師独自の制度である「ケア理容師」などがある。）
- : この施設整備マニュアルの対象者には外国人も含まれている。様々な表示物やアナウンスの多国語言語の考え方について、福岡市では現在 4 か国語となっている。国土交通省のガイドラインでは、日本語、英語、ピクトグラムを基本 3 言語として、できれば中国語と韓国語を併記するように定めている。また、手に入った最新の情報では、これに加え、オリンピックの東京開催決定を受け、交通施設にフランス語とアラビア語を併記するよう国土交通省から通達が出ているようだ。関東圏だけだろうが、そこまで併記する必要があるか分かりかねるが、このような話が出ている中で、アジアに近い福岡市なりの指針を新たに作成してはどうか。

- 委員 : 天神地下街では、お店の出入口近くに誘導ブロックが敷設してあり、店の前に立ち止まっている人や店から出てきた人とぶつかってしまいどちらに進めばよいかわからなくなるという話をよく聞く。人の動線を考慮して誘導ブロックや案内板を設置する位置を決めるという考え方も必要ではないか。
- 会長 : 今回の改訂で重要なテーマだろう。
- : 本日は時間が限られている。改訂に重要なご意見が挙がっている。そこで、3~4時間かかるてもよいので、1度ワークショップのような形式で自由に意見交換できる場を設けてはどうか。
- 委員 : 時代が進み、様々な整備が淘汰され、配慮する内容が細かくなっていくということをある程度マニュアルに反映させていくことはすべきだと思う。新しい考え方と淘汰された考え方が混在している時期ではないだろうか。多目的トイレが肝心な時に使えないなどは新しい考え方の1つだろう。10年ほど前に体験したことだが、掃除後のトイレで床面が水浸しの中、床の上を座ったまま移動している方がいた。驚いて、質問したところ、表にある車いす使用者用トイレを待っていたが、なかなか中の人が出でこず、仕方なしに車いすを降りて一般のトイレを使用することにしたそうである。今後、こういった内容がマニュアルに反映されていくのだろうとその時に思った。
- : トイレについて気になっているのは、デパートなどのトイレでは、案内板に記載があるトイレでも時間によっては閉まっていて使えないことがある。時間帯によって使えるトイレ・使えないトイレがあるということは新たな課題になるのではないだろうか。
- : また、電動車いすが普及してきたことから、これまで手動車いすが主流だったために幅が2m程度あるトイレである程度問題はなかったのだが、電動車いすではもう少し広い空間が必要になるだろう。そこで、トイレの仕様など、電動車いすに配慮したトイレのあり方を考える必要があるように感じている。
- : そのほか、気が付いたことについては、ワークショップの際や今後またお伝えしたい。
- 会長 : 施設整備マニュアルの改訂と改編については、まだご意見等があるので、フォローアップの意味も含めて、一度ワークショップのような意見交換会の開催を検討してもらいたい。我々委員も是非協力したい。
- : 他にご意見が無ければ次の資料に移る。
- 事務局 : [資料4、5の説明]
- 会長 : 仕組みづくりについては、じっくり考えたほうがよいだろう。
- 委員 : 資料5について、対象者の中に外国人が入っていないようだ。他の資料も含め、今回の改訂では外国人については取り扱わないのだろうか。
- 事務局 : 施設整備マニュアルでは、外国人も施設利用当事者としているが、案内標示などの狭い範囲でのバリアであるため、今回のマニュアル全体の改訂に関するアンケート調査

- の対象者に外国人を入れる予定はない。
- 委員 : 施設整備マニュアルには外国人について利用当事者となるのだろうか。
- 事務局 : 現行の施設整備マニュアルには、資料編に「外国人への情報提供の手引き（一部抜粋）」として、福岡市総務企画局国際課が定めている外国の方向けの標記の考え方を掲載している。
- 委員 : 中国語、韓国語などの英語以外の併記が本当に必要なのかについては日本中で議論になっていることである。是非、外国人にもアンケート調査を実施してもらいたい。
- 会長 : 福岡市総合計画にも関係する案件であるため、施設整備マニュアルの改訂の中で外国語表記についてアンケート調査を実施するのは少し難しいのではないか。
- 事務局 : 福岡市では、総務企画局が外国人向けの情報提供の手引きを定めているため、施設整備マニュアルでは、そのような手引きがある旨の情報提供にとどめたい。今後、総務企画局と連携してアンケートを行う必要があるかなど検討したい。
- 委員 : アンケート対象に、歩行訓練士を追加してもらいたい。前回の調査でもかなり有効な回答があった。当事者よりも客観的に実態を把握しているように思う。
- : また、障がい者にアンケートをする際は、アンケートに回答したのが、障がい者本人なのか介助者なのかがわかるようにしてもらいたい。
- 会長 : 今回のアンケートは記述してもらう箇所が多く、回答が大変だろう。
- 事務局 : 施設整備マニュアルには、市としての考えは概ね整理できているため、今回のアンケート調査ではバリアフリー整備等に関する当事者の声を聞きたいということが目的である。そのため、記述する箇所が多くなっているが、障がい者関係団体協議会にも説明した上で協力いただくようになっている。
- 会長 : 頑張って調査を行ってもらいたい。
- 委員 : アンケート調査も含め、知的、精神、発達障がい者が対象者になっているが、知的障がい者には漢字が読めない人がいること、発達障がい者には文字よりもピクトグラムなどの視覚的なサインが有効であること、高次脳機能障がいの方には、文字が読めない人がいるということを検討事項にいれてもらいたい。
- 委員 : アンケート調査では、当事者がどのように移動しており、どのような問題があるかについて聞かないのである。戦略的に施設の配置などを考える基礎データの一つになりえないだろうか。
- 事務局 : アンケート調査は、基本的にはマニュアルに記載している配慮事項の内容を充実させるのが主な目的である。戦略的な面について聞くことまでマニュアルで踏み込んで記載することは難しいと考えている。

- 委員 : 視覚障がい者の 9 割がロービジョンの方だと言われている。この方たちにとって案内標示でバリアとなっているものの一つに、液晶表示のドットが大きく文字が粗いと、単眼鏡では見えにくいことがある。このようなことは当事者本人は答えるのが難しい課題かもしれない。そのため、歩行訓練士などを対象にするとより有効な意見が挙がるかもしれない。
- 会長 : 他にご意見等はないか。
: 施設整備マニュアルに対する期待感がとても強いと思う。マニュアルの改訂と改編については、要望がかなり上がっており、できるだけ早い段階で、各委員の意見聴取あるいは複数の委員が集まって行う意見交換会の開催を検討してもらいたい。特に、当事者の行動様式を検討したマニュアルがつくれないだろうかというご意見が出ていていることについて検討が必要だろう。また、アンケートについても要望が多く出ている。最後に、仕組みづくりについては、今回の説明で委員は少しイメージすることができただろう。具体的なアクションや仕組みについては今後議論することしたい。本日の議題は以上である。
- 事務局 : 本日の議題について議論いただきありがとうございました。アンケート調査については、研究会の意見を反映して実施したい。その他、本日の資料でご意見等があれば 11 月 15 日までにご連絡いただきたい。また、意見交換会については、近々開催したいと思う。開催にあたって、日程調整などについてあらかじめ連絡させていただく。
: 第 2 回研究会は、1 月 20 日月曜日 13 時 30 分から概ね 2 時間の予定で開催することとする。
: 以上で第 1 回福岡市バリアフリー整備研究会を終了する。

以上